

●香川県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、令和3年海区漁場公示第1号で公示した区画漁業について、令和3年10月1日次のとおり免許した。

令和3年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 免許番号 別表のとおりとする。
- 2 漁場の位置及び区域並びに漁場の種類及び漁業時期 公示のとおりとする。
- 3 免許の存続期間 令和3年10月1日から令和5年12月31日まで
- 4 条件 公示のとおりとする。
- 5 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	公示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第517号	区第517号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32